

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科博士後期課程 コース長に関する規程

〔平成18年4月1日〕
規則第42号

改正 平成20. 3. 1 19規則96 令和6. 2.15 5規則48

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の10の規定に基づき、理工学研究科博士後期課程の各コースにコース長を置く。

(職務)

第2条 コース長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、当該コースの運営に関する事項を処理する。

(選考)

第3条 コース長は、当該コースを担当する教授の中から、当該コースを担当する教員による選挙等により選出された候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第4条 コース長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、コース長に欠員が生じた場合の補欠のコース長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（令和6. 2.15 5規則48）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。